○国土交通省告示第四百四十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

路線名	供用開始の区間
中央自動車道西宮線	駒ヶ根市赤穂一五番三九五から同市赤穂一六四九三番三まで

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成三十年三月十七日十五時

○国土交通省告示第四百四十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

路線名	供用開始の区間
近畿自動車道名古屋神戸線	川西市石道字梅木谷一番五地先から神戸市北区有野町二郎字向イノ下一一七番一まで

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成三十年三月十八日十五時

○国土交通省告示第四百四十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

路線名	供用開始の区間
中国縦貫自動車道	神戸市北区有野町二郎字篭谷六六八番一から同市北区有野町二郎字丸西七三〇番二まで

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成三十年三月十九日〇時

○国土交通省告示第四百四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

路線名	供用開始の区間
山陽自動車道吹田山口線	神戸市北区有野町二郎字堂垣内八七四番一から同市北区八多町中字坂本山六二五番二まで

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成三十年三月十九日〇時

○国土交通省告示第四百四十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

路線名	供用開始の区間
九州横断自動車道長崎大分線	大村市向木場町一三二〇番から同市木場一丁目八三九番五まで

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成三十年三月十八日十五時

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日朝首脳会談に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国税庁長官への懲戒処分に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改ざん・書き換え対象者に関する質問主意書（中谷一馬提出）

参議院

質問主意書提出

三月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

森友学園への国有地貸付・売却に関する決裁文書原本の大阪地方検察庁への任意提出に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三七号）

内閣の方針に反するＪＢＩＣの融資に関する質問主意書（川田龍平提出）（第三八号）

技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問主意書（川田龍平提出）（第三九号）

質問主意書転送

三月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

国政調査権と検察による捜査権の優越関係に関する質問主意書（蓮舫提出）（第三四号）

沖縄県辺野古沿岸域の地層に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三五号）

公文書偽造に関する質問主意書（真山勇一提出）（第三六号）

人事異動

法務省

難民審査参与員に任命する　岩田　嘉彦　小暮　輝信（各通）（三月十四日）

○定年退官

那覇区検察庁副検事下地聰は、検察庁法第二十二条の規定により三月十一日限り定年退官

さいたま区検察庁副検事瀧口智之は、検察庁法第二十二条の規定により三月十二日限り定年退官

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事　岩見　貴博

東京家庭裁判所判事補の兼補を免ずる

東京地方裁判所立川支部勤務を免ずる

最高裁判所事務総局行政局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する

釧路地方裁判所判事補兼釧路家庭裁判所判事補・帯広簡易裁判所判事　村田つかさ

東京家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（以上三月九日）

○定年退官

簡易裁判所判事保久村登は三月九日限り定年退官

皇室事項

信任状捧呈式

三月十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在バーレーン国特命全権大使アハメッド・ムハッマド・アルドーセリの信任状捧呈式を行われた。

三月十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在アイスランド国特命全権大使エーリン・フリーゲンリングの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定に基づき、次のとおり三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成30年3月16日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、神奈川県庁及び三浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）